

令和6年4月

お客さま各位

島田掛川信用金庫

## 預貯金口座付番手続について

平素は島田掛川信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日より「口座登録法・口座管理法」が施行されたことに伴い、同法に基づく預貯金口座付番手続についてご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 預貯金口座付番をご案内するお取引について

口座開設を行うお客さまに対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

### 2. 預貯金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨について以下の点をご理解の上、承諾していただく必要があります。

預貯金者の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続きにおいて預貯金者の預貯金口座を特定するため利用され得るものであること。

### 3. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

預貯金口座付番を行うお客さま名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。

### 4. 最新の個人情報の提供について

預貯金口座付番手続時、お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。

当金庫に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続等を行っていただく必要があります。

### 5. 個人情報の利用目的について

預貯金口座付番手続により提出された個人情報の利用目的については、当金庫ホームページ内「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」をご参照ください。

### 6. 預貯金口座付番の結果通知について

当金庫窓口でのお客さまへのご説明をもって結果通知とみなす、又は非対面の場合は郵送等によりお客さまに結果通知がなされます。

## 必要書類・確認事項等

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意（上記項番2への承認）	個人番号届出書（金庫書式）
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類 <sup>※1</sup>
個人番号	個人番号が確認できる書類 <sup>※2</sup>

※1：顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※2：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。